

(4) 最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

(背景等)

わが国の多くの水道事業者等は、人口の減少等に伴う給水収益の減少や経験豊富な職員の大量退職という課題に直面しつつある。水道施設の老朽化が今後ますます進む中で、水道サービスの低下を招くことのないよう、水道事業の運営基盤を強化し、将来にわたり技術力を確保するとともに、適切な負担のもとで計画的に更新事業を進めていかなければならない。水道事業経営を健全に継続させていくためには、各事業がその状況に応じて柔軟な事業形態をとることができるようにし、財政基盤や技術基盤の強化を図っていくことが必要である。

水道事業を含む公共サービスを提供する事業については、これまでも行財政改革等の一環として規制緩和、民間の経営手法の活用が求められてきているところであり、PFI法、地方独立行政法人法、地方自治法に基づく公の施設の指定管理者制度、公共サービス改革推進法など、そのための各種制度も整備されてきている。

また、水道法においても、水道事業者等の運営基盤の強化を図る一環として、平成13年の法律改正により第三者委託制度が導入されたところである。

(水道事業における第三者委託の導入)

第三者委託は、浄水場の運転管理業務などの水道の管理に関する技術上の業務について、技術的に信頼できる第三者（他の水道事業者等又は民間事業者）に委託することができる制度であるが、従前からの私法上の業務委託（手足委託）とは異なり、水道法上の責任も含めて委託できるものである。なお、平成22年4月1日現在における第三者委託の実施件数は、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で31件、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者で114件となっている。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の導入を検討するに当たって参考となるべき検討手法について、平成19年11月8日付けで「第三者委託実施の手引き」としてとりまとめ、水道事業者等に通知した。手引きでは、今後導入検討が増えると考えられる中小規模の水道事業者における浄水場施設の運転業務委託業務を想定しながら、第三者委託の導入検討の考え方等について整理を行っており、第三者委託業務の事前検討着手から事業実施に至るまでに必要と考えられる作業について、各々の検討段階における実施作業の細目を詳述している。

(水道事業におけるPFIの導入)

公共施設等の整備、維持管理及び運営における民間活力の導入に関しては、平成11年に成立した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して実施する制度が導入されている。将来とも事業性が安定しており、民間の創意工夫が発揮できる余地の大きい事業においては、当該事業の実施形態

としてPFIは有効な選択肢のひとつである。PFI法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、長期間にわたり選定された民間事業者に委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、事業実施に当たっては技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を行う必要がある。なお、水道事業におけるPFIの実施件数（契約締結件数）は、8件（平成22年4月1日現在）となっている。

厚生労働省では、水道事業におけるPFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」をとりまとめ、平成19年11月8日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、PFIのプロセスのうち「事業の発案」段階において、対象となる公共施設等の整備等の事業にPFIを導入するかどうかを検討するために必要と考えられる「PFI導入可能性の簡易判定」及び「PFI導入可能性調査」の検討の進め方を示している。

（水道事業における最適な事業運営形態の選択）

これまで述べたとおり、水道事業者等は、様々な官官連携、官民連携の形態を採用できるようになり、それらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。他方、水道事業におけるこれらの連携形態の選択の考え方や検討手法は、これまで整理されたものがなく、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっており、連携形態について検討しようとしている水道事業者等にとっては、当該検討の阻害要因となっていることが懸念されている。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業者等における連携形態の検討に資することを目的として、「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」をとりまとめ、平成20年6月30日付けで水道事業者等に通知した。手引きでは、水道事業の運営基盤の強化を図るための具体的な対応方策及び当該方策を実施するために適した連携形態の比較検討を行うための検討手順を例示している。

また、水道事業者等が民間企業を活用する際にモニタリング（業務監視）の一環として行う業務評価手法に関する検討に資することを目的として、「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査」報告書を公表した。本報告書では、既に民間企業を活用している水道事業者等にアンケート等を通じて、モニタリングの現状を整理した。今後、「第三者委託実施の手引き」、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」の記載内容の充実に向け取り組んでいく。

（手引きの活用等）

各々の水道事業者等において抱えている課題を解決し、運営基盤を強化していくための各種取組の推進が必要であり、各々の水道事業者等において、地域の実情を踏まえつつ、また需要者への説明を十分に行って理解を求めながら、最適な連携形態を選択していくことが望まれる。

水道ビジョン（改訂版）では、その達成すべき施策目標として、「全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の最適化に係る検討を行い、

その結果を踏まえ必要な場合には、第三者委託の実施、PFIの導入等を行う」こととされている。前述の各種手引き等も活用しつつ、各水道事業者等において、運営基盤の強化を図るための最適な官官連携、官民連携の形態の選択に関する検討、取組をお願いしたい。

また、連携形態の検討を行う前提として、地域水道ビジョンを策定することが不可欠である。各々の水道事業の現状、課題を踏まえた上で、あるべき将来像の設定、課題解決のために必要な方策等の検討を行うことが、最適な連携形態の選択を行う上で必要不可欠なプロセスとなることから、地域水道ビジョンが未策定である水道事業者等におかれては、まずはその策定に向けた検討、取組をお願いしたい。

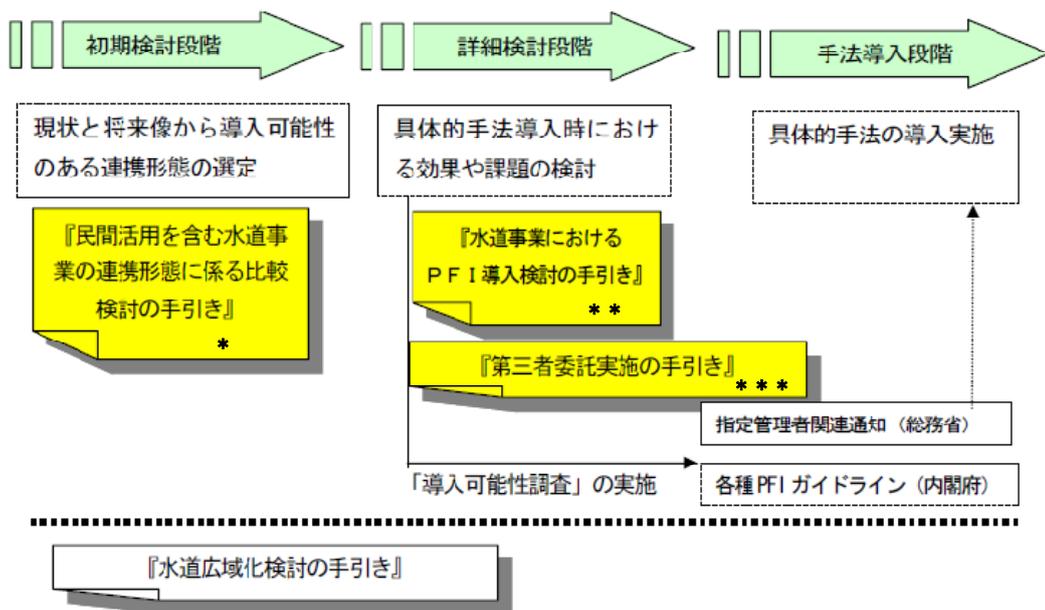
最適な運営形態の選択と 我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

運営形態の多様化

【民間の活力を活用できる新たな経営手法に関する制度等】	
平成11年	P F I法の施行
平成14年	水道法の改正による第三者委託制度の施行
平成15年	地方自治法の改正による公の施設の指定管理者制度の創設
平成16年	地方独立行政法人法の施行
平成18年	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の施行 等

最適な運営形態の選択と多様な連携の構築

多様な運営形態の選択に資する各種手引きの策定



* 平成20年6月30日 厚生労働省健康局水道課 事務連絡
** 平成19年11月8日 厚生労働省健康局水道課 事務連絡
*** 平成19年11月8日 厚生労働省健康局水道課長通知

各種報告書・手引き等の活用

厚生労働省HP 行政分野ごとの情報「健康」 水道課「施策の紹介」 水道課「水道対策」
水道情報「報告書・手引き等」



最適な運営形態の選択と多様な連携の構築

多様な連携の活用による運営形態の最適化(イメージ)

